

〔平成18年3月24日
兵庫県公安委員会規則第5号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第2条 条例第13条第1項に規定する登録簿の様式は、個人情報取扱事務登録簿（様式第1号）のとおりとする。

2 条例第13条第2項第8号に規定する実施機関等が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報取扱事務の区分
- (2) 個人情報取扱事務の登録年月日及び変更年月日
- (3) 個人情報の目的外利用又は提供の状況
- (4) 個人情報の電子計算機処理の状況
- (5) 委託等の状況

(開示請求書)

第3条 条例第15条第1項に規定する開示請求書の様式は、開示請求書（様式第2号）のとおりとする。

2 条例第15条第1項の規定による開示請求書の提出は、病気、身体の障害その他のやむを得ない理由のため、開示請求書を持参することができないと公安委員会が認める場合に限り、送付の方法によることができる。

(開示請求における本人確認手続等)

第4条 開示請求をする者は、公安委員会に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、旅券、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他の法律又はこれに基づく命令の規定により交付された免許証、許可証、証明書等であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの
- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる身分証明書等であって、当該開示請求をする者の氏名が記載され、かつ、写真が表示され、又は貼り付けられたもの
- (3) 前2号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、複数の次に掲げる書類その他の当該開示請求をする者が本人であることを確認するため公安委員会が適当であると認める書類
 - ア 健康保険被保険者証、年金証書その他の法律又はこれに基づく命令の規定により交付された証明書等であって、当該開示請求をする者の氏名が記載されたもの
 - イ 学生証、社員証その他の身分証明書であって、当該開示請求をする者の氏名が記載され、かつ、写真が表示され、又は貼り付けられたもの

2 前条第2項の規定により開示請求書を送付して開示請求をする場合には、当該開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、公安委員会に対し、次に掲げる書類を提出すれば足りる。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
- (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして公安委員会が適当と認める書類であって、開示請求をする日前30日以内に作成されたもの

(3) 前条第2項のやむを得ない理由を証明する書類

3 条例第14条第2項の規定により法定代理人が開示請求をする場合には、当該法定代理人は、公安委員会に対し、戸籍謄本その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を提示し、又は提出しなければならない。

4 条例第14条第3項の規定により本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、当該本人の委任による代理人は、公安委員会に対し、委任状及び当該本人に係る第1項各号に掲げる書類のいずれか又はこれを複写機により複写したものを提示し、又は提出しなければならない。

5 開示請求をした法定代理人若しくは本人の委任による代理人（以下「代理人」という。）又は公安委員会以外の実施機関等が開示請求をし、当該実施機関等から条例第23条第2項の規定により公安委員会に事案を移送した旨の通知を受けた代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前に当該代理人に該当しなくなった場合は、直ちに、書面でその旨を公安委員会に届け出なければならない。

（不開示情報に該当する警察官等の氏名）

第5条 条例第16条第7号に規定する実施機関等の規則で定める警察官等の氏名は、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名とする。

（開示決定通知書等）

第6条 条例第20条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める様式により行う。

(1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合 開示決定通知書（様式第3号）

(2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合 部分開示決定通知書（様式第4号）

2 条例第20条第1項に規定する実施機関等の規則で定める事項は、開示の日時及び場所とする。

3 条例第20条第2項の規定による通知は、不開示決定通知書（様式第5号）により行う。

（開示決定等期間延長通知書）

第7条 条例第21条第2項の規定による通知は、開示決定等期間延長通知書（様式第6号）により行う。

（開示決定等期間特例延長通知書）

第8条 条例第22条第1項の規定による通知は、開示決定等期間特例延長通知書（様式第7号）により行う。

（開示請求事案移送通知書）

第9条 条例第23条第2項の規定による通知は、開示請求事案移送通知書（様式第8号）により行う。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第10条 公安委員会は、条例第24条第1項又は第2項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意するものとする。

2 条例第24条第1項に規定する実施機関等の規則で定める事項は、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限とする。

3 条例第24条第2項の規定による通知は、開示決定に係る意見照会書（様式第9号）により行う。

4 条例第24条第2項に規定する実施機関等の規則で定める事項は、第2項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定をする旨

(2) 開示決定をする理由

5 条例第24条第3項の規定による通知は、開示決定に係る通知書（様式第10号）により行う。

（開示の方法等）

第11条 条例第25条第1項の規定による開示の実施は、公安委員会が指定する日時及び場所において行う。

2 条例第25条第1項本文に規定する実施機関等の規則で定める方法は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める方法とする。

(1) 当該電磁的記録がビデオテープ若しくはビデオディスク又は録音テープ若しくは録音ディスクに記録されている場合 視聴又は複製物の交付の方法

(2) 当該電磁的記録が前号に掲げるもの以外のものである場合 当該電磁的記録を印刷物として出力し

たものの閲覧又は交付の方法

- 3 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイの画面等に出力したものを視聴させ、又はフロッピーディスク、光ディスク、光磁気ディスクその他の記録媒体に複製することが容易である場合には、視聴又は複製物の交付の方法により開示を行うことができる。
- 4 条例第25条第3項に規定する書類は、開示を受けようとする保有個人情報に係る開示決定通知書又は部分開示決定通知書及び第4条第1項各号に掲げる書類のいずれかとする。
- 5 公安委員会は、保有個人情報が記録された公文書の閲覧又は視聴をし、又はしようとする者が、当該公文書を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を停止し、又は禁止することができる。
- 6 保有個人情報が記録されている公文書の写し又は複製物の交付をする場合の部数は、請求のあった公文書1件につき1部とする。
(開示の方法等の申出)

第12条 条例第25条第4項の規定による申出は、開示方法等申出書(様式第11号)により行わなければならない。

2 条例第25条第4項に規定する実施機関等の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 求める開示の実施の方法
- (2) 申出者の氏名及び住所又は居所
- (3) 申出に係る開示決定

(簡易な開示)

第13条 公安委員会は、条例第26条第1項の規定により口頭による開示請求をすることができる保有個人情報を定めた場合には、当該保有個人情報の内容並びに口頭により開示請求をすることができる期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第26条第2項に規定する書類は、第4条第1項各号に掲げる書類のいずれかとする。

3 条例第26条第3項に規定する実施機関等が定める方法は、閲覧又は視聴とする。

(訂正請求書)

第14条 条例第29条第1項に規定する訂正請求書の様式は、訂正請求書(様式第12号)のとおりとする。

2 条例第29条第1項の規定による訂正請求書の提出は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、送付の方法によることができる。

- (1) 開示を受けた者と訂正請求をする者(条例第53条第4項の規定の適用を受けて訂正請求をする者を除く。)とが同一である場合
- (2) 病気、身体の障害その他のやむを得ない理由のため、訂正請求書を持参することができないと公安委員会が認める場合

(訂正請求に関する本人確認手続等)

第15条 第4条(第5項を除く。)の規定は、訂正請求について準用する。この場合において、同条第2項中「前条第2項」とあるのは「第14条第2項第2号に該当し、同項」と、同条第3項中「第14条第2項」とあるのは、「第28条第2項」と、同条第4項中「第14条第3項」とあるのは「第28条第3項」と読み替えるものとする。

(訂正決定通知書等)

第16条 条例第31条第1項の規定による通知は、訂正決定通知書(様式第13号)により行う。

2 条例第31条第2項の規定による通知は、不訂正決定通知書(様式第14号)により行う。

(訂正決定等期間延長通知書)

第17条 条例第32条第2項の規定による通知は、訂正決定等期間延長通知書(様式第15号)により行う。

(訂正決定等期間特例延長通知書)

第18条 条例第33条第1項の規定による通知は、訂正決定等期間特例延長通知書(様式第16号)により行う。

(訂正請求事案移送通知書)

第19条 条例第34条第2項の規定による通知は、訂正請求事案移送通知書(様式第17号)により行う。

(訂正通知書)

第20条 条例第35条の規定による通知（訂正決定に基づく保有個人情報情報提供等の記録である場合を除く。）は、訂正通知書（様式第18号）により行う。

(利用停止請求書)

第21条 条例第37条第1項に規定する利用停止請求書の様式は、利用停止請求書（様式第19号）のとおりとする。

(利用停止請求に関する本人確認手続等)

第22条 第4条（第5項を除く。）及び第14条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。この場合において、第4条第2項中「前条第2項」とあるのは「第22条において準用する第14条第2項第2号に該当し、同項」と、同条第3項中「第14条第2項」とあるのは「第36条第2項及び第36条の2第2項」と、同条第4項中「第14条第3項」とあるのは「第36条の2第2項」と、第14条第2項中「第29条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、「訂正請求をする者（条例第53条第4項の規定の適用を受けて訂正請求をする者を除く。）」とあるのは「利用停止請求をする者」と読み替えるものとする。

(利用停止決定通知書等)

第23条 条例第39条第1項の規定による通知は、利用停止決定通知書（様式第20号）により行う。

2 条例第39条第2項の規定による通知は、利用不停止決定通知書（様式第21号）により行う。

(利用停止決定等期間延長通知書)

第24条 条例第40条第2項の規定による通知は、利用停止決定等期間延長通知書（様式第22号）により行う。

(利用停止決定等期間特例延長通知書)

第25条 条例第41条第1項の規定による通知は、利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第23号）により行う。

(審議会諮問通知書)

第26条 条例第43条の規定による通知は、審議会諮問通知書（様式第24号）により行う。

(電磁的記録である意見書等の閲覧等)

第27条 条例第49条第1項に規定する実施機関等の規則で定める行為は、視聴若しくは複製物の交付又は印刷物として出力したものの閲覧若しくは交付とする。

(写しの作成等に要する費用)

第28条 条例第56条に規定する実施機関等の規則で定めるものは、複製物の作成及び送付とする。

2 条例第56条に規定する写しの作成に要する費用は、別表に定めるとおりとする。

3 条例第56条に規定する費用は、あらかじめ納付しなければならない。

(出資法人の指定の告示)

第29条 公安委員会は、条例第63条に規定する法人を定めたときは、当該法人の名称を告示するものとする。

(委任)

第30条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(兵庫県公安委員会文書管理規則の一部改正)

2 兵庫県公安委員会文書管理規則（平成13年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

附 則（平成20年3月28日公安委員会規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月29日公安委員会規則第4号）

この規則は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日公安委員会第13号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日公安委員会規則第5号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）附則第3条の規定により、行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、法の施行前にされた行政庁の処分又は法の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月24日公安委員会規則第4号）

（施行期日）

第1条 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則による改正後の個人情報の保護に関する条例施行規則第4条第1項及び第2項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開示請求（個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第11条第2項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

別表（第28条関係）

公文書の種別		交付する写し又は複製物	金額
1	文書	複写機により複写したもの（日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき10円（多色刷りにあつては、40円）
2	電磁的記録 (1) ビデオテープ又はビデオディスク (2) 録音テープ又は録音ディスク (3) (1)及び(2)以外の電磁的記録	ビデオカセットテープに複製したもの	1巻につき200円
		録音カセットテープに複製したもの	1巻につき120円
		ア 印刷物として出力したもの	1枚につき10円
		イ フロッピーディスクに複製したもの	1枚につき30円
		ウ 光ディスクに複製したもの	1枚につき60円
	エ 光磁気ディスクに複製したもの	1枚につき290円	
3	1及び2以外の公文書	公文書の性質に応じ作成した写し又は複製物	当該写し又は複製物の作成に要する費用に相当する額

開示請求書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

開示請求者 住所又は居所 _____
ふりがな
 氏名 _____
 電話（ _____ ） _____ 番

個人情報の保護に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

請求する保有個人情報の内容		
代理人の別		<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人
本人の氏名及び住所又は居所	住所又は居所	電話() -
	氏 名	
※ 本人等確認		<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 () (法定代理人による開示請求) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他 () (本人の委任による代理人による開示請求) <input type="checkbox"/> 委任状
※ 本人の生年月日		年 月 日
※ 受領年月日等		受領した日 年 月 日 受領した所属 電話() - 番
※ 本人の反対の意思表示		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

- 注 1 電話番号は、今後の手続等について連絡する場合がありますので、必ず記入してください。
- 2 □については、該当するものに「レ」を記入してください。
- 3 「代理人の別」の欄及び「本人の氏名及び住所又は居所」の欄は、代理人による開示請求の場合に記入してください。
- 4 開示請求の際には、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書等）を提示し、又は提出してください。
- 5 法定代理人による開示請求の場合は、法定代理人に係る注4の書類に加え、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
- 6 特定個人情報に係る本人の委任による代理人による開示請求の場合は、当該本人及び当該本人の委任による代理人に係る注4の書類（当該本人に係る書類にあっては複写機により複写したものを含む）に加え、委任状を提示し、又は提出してください。
- 7 代理人による開示請求の場合は、開示請求後、開示を受けるまでの間に代理人に該当しなくなったときには、個人情報の保護に関する条例施行規則第4条第5項の規定に基づき、兵庫県警察本部総務部県民広報課を経由して兵庫県公安委員会に届け出てください。
- 8 ※印のある欄は、記入しないでください。

開示決定通知書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会



年 月 日付けの開示請求については、個人情報の保護に関する条例第20条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

保有個人情報の内容	
保有個人情報を開示する日時	年 月 日 () 午前 時 分 午後
保有個人情報を開示する場所	
開示する保有個人情報の収集目的	
主管課等	電話() - 番
備考	

- 注 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 「保有個人情報を開示する日時」の欄に記載した日時に御都合が悪い場合は、あらかじめ主管課等へ御連絡ください。
- 3 開示の実施に当たっては、事前に、別紙開示方法等申出書（様式第11号）を提出してください。

部分開示決定通知書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会 印

年 月 日付けの開示請求については、個人情報の保護に関する条例第20条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部総務部県民広報課を経由して兵庫県公安委員会に対し審査請求をするか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

保有個人情報の内容	
保有個人情報を開示する日時	年 月 日 () 午前 時 分 午後
保有個人情報を開示する場所	
開示する保有個人情報の収集目的	
開示しない部分及び開示しないこととする理由	(開示しない部分) (開示しないこととする理由) 個人情報の保護に関する条例第16条第 号該当
開示しない部分について、その理由が消滅する期日等	
主管課等	電話() - 番
備考	

- 注 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 「保有個人情報を開示する日時」の欄に記載した日時に御都合が悪い場合は、あらかじめ主管課等へ御連絡ください。
- 3 「開示しない部分について、その理由が消滅する期日等」の欄は、開示請求のあった保有個人情報の開示しない部分について、その理由が消滅する期日等をあらかじめ明示することができる場合に記入しています。
- 4 開示の実施に当たっては、事前に、別紙開示方法等申出書（様式第11号）を提出してください。

不開示決定通知書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会



年 月 日付けの開示請求については、個人情報の保護に関する条例第20条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を開示しないことを決定したので通知します。

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部総務部県民広報課を経由して兵庫県公安委員会に対し審査請求をするか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

保有個人情報の内容	
開示しないこととする理由	(個人情報の保護に関する条例第16条第 号該当・第19条該当・保有個人情報の不存在)
開示しない部分について、その理由が消滅する期日等	
主 管 課 等	電話() - 番
備 考	

注 「開示しない部分について、その理由が消滅する期日等」の欄は、開示請求のあった保有個人情報の開示しない部分について、その理由が消滅する期日等をあらかじめ明示することができる場合に記載しています。

開示決定等期間延長通知書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会



年 月 日付けの開示請求については、個人情報の保護に関する条例第21条第2項の規定により、次のとおり開示決定又は不開示決定の期間を延長したので通知します。

保有個人情報の内容	
当初の決定期間の満了日	年 月 日
延長後の決定期間の満了日	年 月 日
延長の理由	
主管課等	電話() - 番

開示決定等期間特例延長通知書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会



年 月 日付けの開示請求については、個人情報の保護に関する条例第22条第1項の規定により、次のとおり開示決定又は不開示決定の期間を延長したので通知します。

保有個人情報の内容	
当初の決定期間の満了日	年 月 日
保有個人情報のうち、相当の部分について開示決定又は不開示決定をする期間の満了日	年 月 日
年 月 日までに開示決定又は不開示決定をする保有個人情報の内容	
残りの保有個人情報について開示決定又は不開示決定をする期限	年 月 日
個人情報の保護に関する条例第22条第1項を適用する理由	
主 管 課 等	電話() - 番

開示請求事案移送通知書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会



年 月 日付けの開示請求については、個人情報の保護に関する条例第23条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

保有個人情報の内容		
移送した日		年 月 日
移送した理由		
移送元の実施機関の主管課等		
移送先	実施機関等名	
	事務担当課等	電話() - 番
備考		

注 本件開示請求については、移送先の実施機関等において開示決定又は不開示決定をすることとなります。不明な点は、移送先の実施機関等の事務担当課等にお問い合わせください。

開示決定に係る意見照会書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会 印

個人情報の保護に関する条例第15条第1項の規定により、兵庫県公安委員会に対して開示請求のあった保有個人情報には、あなたの_____に関する情報が記録されています。

つきましては、兵庫県公安委員会が次の理由により開示決定をすることに対して、あなたは、個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定により、意見書を提出することができます。

意見書を提出される場合は、開示決定をすることに対する意見を具体的に記入の上、_____年 月 日までに提出してください。

開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報	内容及び作成又は取得の 時期	
	記録されているあなたの _____に関する情報の 内容	
	開示決定をする理由	(個人情報の保護に関する条例第16条第3号ただし書該当・第18条該当)
意 見 書 の 提 出 先		電話() - 番
備 考		

開示決定に係る通知書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会



年 月 日付けで、あなたから、保有個人情報を開示することについて反対意見書の提出があった保有個人情報の開示請求については、個人情報の保護に関する条例第20条第1項の規定により、次のとおり開示決定をしたので通知します。

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部総務部県民広報課を経由して兵庫県公安委員会に対し審査請求をするか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

保有個人情報の内容	
開示決定の日	年 月 日
開示決定をした理由	
保有個人情報を開示する日	年 月 日
主管課等	電話() - 番
備考	

開示方法等申出書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

申出者 住所又は居所 _____

氏名 _____

電話（ _____ ） _____ 番

個人情報の保護に関する条例第25条第4項の規定により、次のとおり開示の実施の方法等について申し出ます。

申出に係る開示決定	(決定通知書の文書番号) _____ 発第 _____ 号
	(保有個人情報の内容)
開示の実施の方法	<p>1 文書、図画又は写真の場合</p> <p>(1) 閲覧</p> <p>(2) 写しの手交</p> <p>(3) 写しの送付</p> <p>2 電磁的記録の場合</p> <p>(1) 印刷物として出力したもの</p> <p>ア 閲覧</p> <p>イ 手交</p> <p>ウ 送付</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>ア 視聴</p> <p>イ 複製物の手交</p> <p>ウ 複製物の送付</p>
備考	

- 注 1 電話番号は、今後の手続等について連絡する場合がありますので、必ず記入してください。
 2 「開示の実施の方法」の欄は、希望する開示の実施の方法の区分を○で囲んでください。

訂正請求書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

訂正請求者 住所又は居所 _____

氏名 _____

電話（ _____ ） - _____ 番

個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

保有個人情報の内容	(開示を受けた日) (決定通知書の文書番号)	年 月 日 発第 号
訂正請求の趣旨及び理由		
代理人の別	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人	
本人の氏名及び住所又は居所	住所又は居所	電話() -
	氏名	
※本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他() (法定代理人による訂正請求) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他() (本人の委任による代理人による訂正請求) <input type="checkbox"/> 委任状	
※本人の生年月日		年 月 日
※受領年月日等	受領した日 受領した所属 電話() - 番	年 月 日

- 注 1 電話番号は、今後の手続等について連絡する場合がありますので、必ず記入してください。
- 2 □については、該当するものに「レ」を記入してください。
- 3 「代理人の別」の欄及び「本人の氏名及び住所又は居所」の欄は、代理人による訂正請求の場合に記入してください。
- 4 訂正請求の際には、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書等）を提示し、又は提出してください。
- 5 法定代理人による訂正請求の場合は、法定代理人に係る注4の書類に加え、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
- 6 開示を受けた者が訂正請求書を送付することによって訂正請求をする場合は、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書等）を複写したものを提出してください。
- 7 特定個人情報に係る本人の委任による代理人による訂正請求の場合は、当該本人及び当該本人の委任による代理人に係る注4の書類（当該本人に係る書類にあっては複写機により複写したものを含む）に加え、委任状を提示し、又は提出してください。
- 8 ※印のある欄は、記入しないでください。

訂正決定通知書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会



年 月 日付けの訂正請求については、個人情報の保護に関する条例第31条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正をすることを決定したので通知します。

保有個人情報の内容	
訂正をする保有個人情報の内容	
訂正年月日	年 月 日
主管課等	電話() - 番
備考	

不訂正決定通知書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会



年 月 日付けの訂正請求については、個人情報の保護に関する条例第31条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことを決定したので通知します。

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部総務部県民広報課を經由して兵庫県公安委員会に対し審査請求をするか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

保有個人情報の内容	
訂正をしないこととする理由	
主管課等	電話() - 番
備考	

訂正決定等期間延長通知書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会



年 月 日付けの訂正請求については、個人情報の保護に関する条例第32条第2項の規定により、次のとおり訂正決定又は不訂正決定の期間を延長したので通知します。

保有個人情報の内容	
当初の決定期間の満了日	年 月 日
延長後の決定期間の満了日	年 月 日
延長の理由	
主管課等	電話() - 番

訂正決定等期間特例延長通知書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会



年 月 日付けの訂正請求については、個人情報の保護に関する条例第33条第1項の規定により、次のとおり訂正決定又は不訂正決定の期間を延長したので通知します。

保有個人情報の内容	
当初の決定期間の満了日	年 月 日
延長後の決定期間の満了日	年 月 日
個人情報の保護に関する条例第33条第1項を適用する理由	
主管課等	電話() - 番

訂正請求事案移送通知書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会



年 月 日付けの訂正請求については、個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

保有個人情報の内容		
移送した日		年 月 日
移送した理由		
移送元の実施機関の主管課等		
移送先	実施機関等名	
	事務担当課等	電話() - 番
備考		

注 本件訂正請求については、移送先の実施機関等において訂正決定又は不訂正決定をすることとなります。不明な点は、移送先の実施機関等の事務担当課等にお問い合わせください。

訂正通知書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会



あなたに提供している保有個人情報については、次のとおりその内容を訂正をしましたので、個人情報の保護に関する条例第35条の規定により通知します。

保有個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
訂正の理由	
主管課等	電話() - 番

利用停止請求書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

利用停止請求者 住所又は居所 -----

氏名 -----

電話（-----）-----番

個人情報の保護に関する条例第37条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

保有個人情報の内容		(開示を受けた日) (決定通知書の文書番号)	年 月 日 発第 号
利用停止請求の趣旨及び理由		<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止	
代理人の別		<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人	
本人の氏名及び住所又は居所	住所又は居所	電話() -	
	氏名		
※本人等確認		<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他() (法定代理人による利用停止請求) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他() (本人の委任による代理人による利用停止請求) <input type="checkbox"/> 委任状	
※本人の生年月日		年 月 日	
※受領年月日等		受領した日 年 月 日 受領した所属 電話() - 番	

- 注 1 電話番号は、今後の手続等について連絡する場合がありますので、必ず記入してください。
- 2 □については、該当するものに「レ」を記入してください。
- 3 「代理人の別」の欄及び「本人の氏名及び住所又は居所」の欄は、代理人による利用停止請求の場合に記入してください。
- 4 利用停止請求の際には、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書等）を提示し、又は提出してください。
- 5 法定代理人による利用停止請求の場合は、法定代理人に係る注4の書類に加え、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
- 6 開示を受けた者が利用停止請求書を送付することによって利用停止請求をする場合は、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書等）を複写したものを提出してください。
- 7 特定個人情報に係る本人の委任による代理人による利用停止請求の場合は、当該本人及び当該本人の委任による代理人に係る注4の書類（当該本人に係る書類にあっては複写機により複写したものを含む）に加え、委任状を提示し、又は提出してください。
- 8 ※印のある欄は、記入しないでください。

利用停止決定通知書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会



年 月 日付けの利用停止請求については、個人情報の保護に関する条例第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止をすることを決定したので通知します。

保有個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
主管課等	電話() - 番
備考	

利用不停止決定通知書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会



年 月 日付けの利用停止請求については、個人情報保護に関する条例第39条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことを決定したので通知します。

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部総務部県民広報課を經由して兵庫県公安委員会に対し審査請求をするか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

保有個人情報の内容	
利用停止をしないこととする理由	
主管課等	電話() - 番
備考	

利用停止決定等期間延長通知書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会



年 月 日付けの利用停止請求については、個人情報保護に関する条例第40条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定又は利用不停止決定の期間を延長したので通知します。

保有個人情報の内容	
当初の決定期間の満了日	年 月 日
延長後の決定期間の満了日	年 月 日
延長の理由	
主管課等	電話() - 番

利用停止決定等期間特例延長通知書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会



年 月 日付けの利用停止請求については、個人情報の保護に関する条例第41条第1項の規定により、次のとおり利用停止決定又は利用不停止決定の期間を延長したので通知します。

保有個人情報の内容	
当初の決定期間の満了日	年 月 日
延長後の決定期間の満了日	年 月 日
個人情報の保護に関する条例第41条第1項を適用する理由	
主管課等	電話() - 番

審議会諮問通知書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会



年 月 日付け 発第 号の 決定に対する審査請求について、個人情報の保護に関する条例第42条第1項の規定により、次のとおり情報公開・個人情報保護審議会に諮問をしたので通知します。

保有個人情報の内容	
審査請求の内容	
諮問をした日	年 月 日
主管課等	電話() - 番